

三木市記者発表資料 (令和6年1月30日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
都市整備部 建築住宅課	課長 武内一也 (内線 2270)	住宅係	0794-82-2000 (内線 2271)

タイトル
令和6年4月から市営住宅の申込資格等の一部を緩和
本件のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・三木市では今回はじめて子育て世帯の緩和対象年齢を就学前児童から見直し、中学校を卒業するまでの子がいる世帯まで収入要件を緩和する。 ・これまでDV被害者の方の緩和条件は裁判所の保護命令等ハードルが高かったが、今後は関係機関の確認書等で期限なしの一般入居も可能となる。
説明文
<p>今年度9月議会で可決された三木市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が令和6年度から施行されます。</p> <p>1 日 時 令和6年4月1日(月)～</p> <p>2 緩和内容</p> <p>(1) 市営住宅に同居できる親族等の条件の緩和 「児童福祉法の規定により里親である入居者又は同居者に委託されている児童」も同居可能になる</p> <p>(2) DV被害者として緩和を受けられる方の条件の拡大(以下の該当者を追加) ア 母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 イ 婦人相談所(女性相談支援センター)等による証明書が発行されている者 ウ 配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所その他行政機関またはそれらと連携して活動を行う民間の支援団体による確認^{※1}を受けている者</p> <p>(3) 障がい者世帯の条件の拡大(以下に該当する場合も緩和対象に追加) 障害者総合支援法に規定する障害者・障害児に含まれる難病患者の方がいる世帯で、障害福祉サービス受給者証または地域相談支援受給者証が発行されている場合</p> <p>(4) 子育て世帯の収入要件の緩和^{※2} 対象年齢の拡大(末子基準) 【現行】 小学校就学の始期に達するまでの者 → 【改正後】 15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者</p> <p>※1 配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の確認 ※2 政令に基づく月収額214,000円以下(一般世帯基準は158,000円以下)</p>

3 受 付 市役所 2 階 建築住宅課住宅係窓口にて随時募集

4 ホームページ

<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/40/64687.html>



本案件は次の SDGs 目標に関連します。

